

第2期米子市下水道ストックマネジメント計画

米子市上下水道局

策 定 令和 7年 3月

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】 —— 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能な施設・設備を対象とする。

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法」をいう。

【時間計画保全】 —— 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法」をいう。

【事後保全】 —— 機能上、影響が小さい等、重要度が低い施設を対象とする。

※ 事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法」をいう。

備考) スtockマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設置方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
腐食環境下 管きよ マンホール	1回／5年の頻度で計画的な点検を実施。 1回／10年の頻度、または点検で異状が発見された場合に調査を実施。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	
一般環境下 (リスク：最高リスク) 管きよ マンホール	1回／5年の頻度で計画的な点検を実施。 1回／10年の頻度、または点検で異状が発見された場合に調査を実施。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	最重要施設
一般環境下 (リスク：高リスク) 管きよ マンホール	1回／10年の頻度で計画的な点検を実施。 1回／15年の頻度、または点検で異状が発見された場合に調査を実施。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	重要施設
一般環境下 (リスク：中リスク) 管きよ マンホール	1回／15年の頻度で計画的な点検を実施。 1回／30年の頻度、または点検で異状が発見された場合に調査を実施。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	一般施設

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管理棟、ポンプ施設、 水処理施設、汚泥処理 施設 (躯体、外装仕上、防 水、外部建具、内部防 食)	10年に1回の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度2以下で改築を実施。	
沈砂池設備	10年に1回の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度2以下で改築を実施。	
ポンプ設備	10年に1回の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度2以下で改築を実施。	
水処理設備	10年に1回の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度2以下で改築を実施。	
汚泥処理設備	10年に1回の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度2以下で改築を実施。	
自家発設備	10年に1回の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度2以下で改築を実施。	

※ 日常点検・調査により不具合が確認された場合も改築の判断基準に基づき適宜改築を行う。

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
内部防食	標準耐用年数の 1.5 倍 15 年 (10 年×1.5)	—
マンホールふた (タイプ 1,2)	標準耐用年数の 2 倍 車道部 30 年 (15 年× 2) その他 60 年 (30 年× 2)	—

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
管理棟 (消火災害防止設備)	概ね 12～17 年	—
ポンプ設備 (電動機、抵抗器・制御 器)	概ね 22.5～30 年	—
水処理設備 (電動機、抵抗器・制御 器)	概ね 30 年	—
電気計装設備 (受変電設備、自家発電 設備、監視制御設備、負荷 設備、計装設備、制御電 源及び計装用電源設 備)	概ね 10.5～22.5 年	—

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水事第67号)」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】

管きょ

—

【汚水・雨水ポンプ施設】

ポンプ本体

—

【水処理施設】

送風機本体もしくは
機械式エアレーション
装置

—

【汚泥処理施設】

汚泥脱水機

—

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 7 年度 ～ 令和 11 年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水 区の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象延長 (m)	概算費用 (百万 円)	備考
内浜処理区	汚水	管きよ (路線番号 1)	S52	42	51.10 m	7	HPφ600 更生工法
内浜処理区	汚水	管きよ (路線番号 2)	S52	42	62.80 m	11	HPφ600 更生工法
内浜処理区	汚水	管きよ (路線番号 3)	S52	42	67.20 m	59	HPφ1,350 更生工法
内浜処理区	汚水	管きよ (路線番号 5)	S61	33	3.80 m	4	HPφ1,100 更生工法
内浜処理区	汚水	管きよ (路線番号 6)	S52	42	19.10 m	11	HPφ1,350 更生工法
内浜処理区	汚水	管きよ (路線番号 7)	S48	46	95.50m	42	HPφ1,350 更生工法
内浜処理区	汚水	管きよ (路線番号 8)	S48	46	36.00m	19	HPφ1,350 更生工法
内浜処理区	汚水	マンホール (No.2)	H3	28	1 箇所	4	組立 3 号 φ1,500 更生工法
内浜処理区	汚水	マンホール (No.3)	S52	42	1 箇所	12	特殊 (矩形) □3,000×3,000 更生工法
内浜処理区	汚水	マンホール (No.5)	S61	33	1 箇所	6	特殊 (矩形) □3,000×3,000 更生工法
内浜処理区	汚水	マンホール (No.6)	S52	42	1 箇所	13	特殊 (矩形) □3,000×3,000 更生工法
内浜処理区	汚水	マンホール (No.8)	S53	41	1 箇所	7	組立 4 号 φ1,800 更生工法
内浜処理区	汚水	マンホール (No.9)	S53	41	1 箇所	10	特殊 (矩形) □3,000×3,000 更生工法
内浜処理区	汚水	マンホールふた (No.1)	H3	28	1 箇所	0.2	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (No.2)	H3	28	1 箇所	0.2	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (No.3)	S52	42	1 箇所	0.2	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (No.4)	S52	42	1 箇所	0.2	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (No.5)	S52	41	1 箇所	0.2	φ600 改築
					工事費	206	I
					設計費	21	II 工事費の 10%見込 む
小計						227	I + II (税込み)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区 ・排水区 の名称	合流・ 污水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象 延長 (m)	概算 費用 (百万円)	備考
内浜処理区	合流	管きよ (中央第一幹線：路線番号 30614)	1977	42	10.23m	8	RCφ1800 更生工法
内浜処理区	合流	管きよ (中央第一幹線：30379)	1972	47	51.00m	85	K□3000×2100 更生工法
内浜処理区	合流	管きよ (中央第一幹線：30326)	1972	47	10.00m	21	K□3000×2700 更生工法
内浜処理区	污水	管きよ (遮集幹線：32774-32773-32772)	1973	46	76.00m	55	RC□1350×1350 更生工法
内浜処理区	污水	管きよ (遮集幹線：32764)	1970	49	93.25m	68	RC□1350×1350 更生工法
内浜処理区	污水	管きよ (後藤第二幹線：32139)	1981	38	4.29m	2	HPφ700 更生工法
外浜処理区	污水	管きよ (車尾皆生幹線：3943)	2001	18	97.74m	30	HPφ600 更生工法
外浜処理区	污水	管きよ (皆生中央幹線：5893)	1978	41	42.62m	11	HPφ800 更生工法
外浜処理区	污水	管きよ (皆生中央幹線：5889)	1978	41	48.69m	12	HPφ800 更生工法
内浜処理区	合流	管きよ (中央第二幹線：30366-30364)	1970	49	95.00m	165	K□2700×2430 更生工法
内浜処理区	合流	管きよ (灘町幹線：30434)	1974	45	18.80m	19	HP□1800×1800 更生工法
内浜処理区	污水	管きよ (青木污水幹線：20417)	1978	41	22.57m	3	HPφ350 更生工法
内浜処理区	污水	管きよ (米子港幹線：32785)	1977	42	51.83m	16	HPφ600 更生工法
内浜処理区	污水	管きよ (祇園第一幹線：22609)	1989	34	51.43m	9	HPφ500 更生工法
外浜処理区	污水	管きよ※ (皆生処理場送泥管)	1978～1979	40～41	800.00m	263	DCIPφ250 布設替え ⑥下水道施設の 耐震化を行う場合
外浜処理区	污水	管きよ (枝線：5611)	1985	38	26.62	3	CPφ250 更生工法
外浜処理区	污水	管きよ (枝線：5626)	1983	40	26.9	4	HPφ350 更生工法

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区 ・排水区 の名称	合流・ 污水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象 延長 (m)	概算 費用 (百万円)	備考
外浜処理区	污水	管きよ (枝線：5628)	1983	40	34.02	5	HPφ350 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第一幹線：31514)	1972	47	1箇所	3	□2700×2700 更生工法
内浜処理区	污水	マンホール (遮集幹線：30995)	1970	49	1箇所	4	φ 900/1500 更生工法
内浜処理区	污水	マンホール (遮集幹線：30994)	1970	49	1箇所	4	φ900/1500 更生工法
内浜処理区	污水	マンホール (遮集幹線：32742)	1970	49	1箇所	5	φ900/1500 更生工法
内浜処理区	污水	マンホール (遮集幹線：32735)	1971	48	1箇所	6	φ900/1800 更生工法
内浜処理区	污水	マンホール (遮集幹線：32186)	1973	46	1箇所	1	φ 900/1800 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第二幹線：31494)	1971	48	1箇所	3	φ 900 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第二幹線：31500)	1971	48	1箇所	3	φ 900 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第二幹線：31497)	1970	49	1箇所	2	φ 900 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第二幹線：31498)	1970	49	1箇所	3	φ 900 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第二幹線：33434)	1983	40	1箇所	5	φ 1500 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第二幹線：33739)	1983	40	1箇所	3	φ 1200 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (青木内浜幹線：31037)	1973	50	1箇所	5	φ 900/1800 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第二幹線：33295)	1974	49	1箇所	6	φ 900 更生工法
外浜処理区	合流	マンホール (大篠津皆生幹線：5551)	1979	44	1箇所	7	□2100×1250 更生工法
外浜処理区	合流	マンホール (米原西福原幹線：2248)	2004	19	1箇所	5	φ 900 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第一幹線：31503)	1972	51	1箇所	5	φ 1500 更生工法

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区 ・排水区 の名称	合流・ 污水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象 延長 (m)	概算 費用 (百万円)	備考
内浜処理区	合流	マンホール (中央第二幹線：33434)	1983	40	1 箇所	5	φ 1500 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第一幹線：31247)	1977	46	1 箇所	11	□3900×2100 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第一幹線：31248)	1990	33	1 箇所	20	□4200×2100 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (後藤第二幹線：32141)	1981	42	1 箇所	4	φ 1200 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (後藤第二幹線：32143)	1982	41	1 箇所	6	φ 1200 更生工法
外浜処理区	合流	マンホール (前地幹線：2959)	2004	19	1 箇所	4	φ 900 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第一幹線：31127)	1980	43	1 箇所	2	φ 900 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第二幹線：33697)	1983	40	1 箇所	1	φ 900 更生工法
内浜処理区	合流	マンホール (中央第二幹線：33739)	1983	40	1 箇所	3	Φ1200 更生工法
外浜処理区	合流	マンホール (枝線：5695)	1985	38	1 箇所	3	φ 900 更生工法
外浜処理区	合流	マンホール (枝線：5651)	1982	41	1 箇所	4	Φ1200 更生工法
内浜処理区	合流	マンホールふた (遮集幹線)	1988～2002	17～31	3 箇所	0.7	φ600 改築
内浜処理区	合流	マンホールふた (後藤第二幹線)	1998～1999	20～21	7 箇所	1.7	φ600 改築
内浜処理区	合流	マンホールふた (車尾皆生幹線)	1987	32	2 箇所	0.5	φ600 改築
内浜処理区	合流	マンホールふた (中央第二幹線)	1978	41	1 箇所	0.2	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (大篠津皆生幹線)	1977～1998	21～42	9 箇所	2.2	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (祇園第一幹線)	1988～1993 (不明箇所含 む)	26～31 (不明箇所含 む)	22 箇所	5.3	φ600 改築

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区 ・排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象 延長 (m)	概算 費用 (百万円)	備考
内浜処理区	汚水	マンホールふた (崎津第一幹線)	1998	21	1 箇所	0.2	φ600 改築
淀江処理区	汚水	マンホールふた (淀江 1 号汚水幹線)	2000	19	1 箇所	0.2	φ600 改築
外浜処理区	汚水	マンホールふた (新開第二幹線)	1994	25	1 箇所	0.2	φ600 改築
外浜処理区	汚水	マンホールふた (祇園第二幹線)	1987～1988 (不明箇所含 む)	31～32 (不明箇所含 む)	5 箇所	1.2	φ600 改築
外浜処理区	汚水	マンホールふた (新加茂第二幹線)	1993～1996	23～26	2 箇所	0.5	φ600 改築
内浜処理区	合流	マンホールふた (青木汚水幹線)	1989	30	1 箇所	0.2	φ600 改築
内浜処理区	合流	マンホールふた (旗ヶ崎第一号幹線)	1986～1988	31～33	9 箇所	2.2	φ600 改築
内浜処理区	合流	マンホールふた (後藤第一幹線)	1989～1991 (不明箇所含 む)	28～30 (不明箇所含 む)	6 箇所	1.5	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (米子港幹線)	1999	20	1 箇所	0.2	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (枝線)	2001	22	1 箇所	0.3	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (安倍幹線)	1994	29	3 箇所	0.8	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (加茂川幹線)	1981	42	1 箇所	0.3	φ600 改築
外浜処理区	汚水	マンホールふた (皆生中央線)	1980～1986	37～43	7 箇所	2	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (祇園第一幹線)	1988～1993	30～35	17 箇所	4	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (祇園第一幹線)	1988	35	2 箇所	0.5	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (後藤第一幹線)	1987～1991	32～36	4 箇所	1	φ600 改築
内浜処理区	汚水	マンホールふた (後藤第二幹線)	1981～1987	36～42	7 箇所	2	φ600 改築

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区 ・排水区 の名称	合流・ 污水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象 延長 (m)	概算 費用 (百万円)	備考
内浜処理区	污水	マンホールふた (崎津第一幹線)	1999	24	1 箇所	0.3	φ600 改築
外浜処理区	污水	マンホールふた (車尾皆生幹線)	1986～1999	24～37	2 箇所	0.5	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (遮集幹線)	1974～1994	29～49	3 箇所	0.8	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (新加茂第二幹線)	1994～1996	27～29	2 箇所	0.5	φ600 改築
外浜処理区	污水	マンホールふた (新開第二幹線)	1994	29	1 箇所	0.3	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (青木污水幹線)	2002	21	1 箇所	0.3	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (青木内浜幹線)	1986～2013	10～37	12 箇所	3	φ600 改築
外浜処理区	污水	マンホールふた (大篠津皆生幹線)	1993～1978	30～45	7 箇所	2	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (大谷幹線)	1990～2008	15～33	2 箇所	0.5	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (中央第一幹線)	1972～1982	41～51	11 箇所	3	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (中央第二幹線)	1972～1999	24～51	13 箇所	3	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (難町幹線)	1987	36	1 箇所	0.3	φ600 改築
内浜処理区	污水	マンホールふた (福市幹線)	2004～2006	17～19	3 箇所	0.8	φ600 改築
外浜処理区	污水	マンホールふた (米原西福原幹線)	2002	21	1 箇所	0.3	φ600 改築
淀江処理区	污水	マンホールふた (淀江 1 号污水幹線)	2000～2002	21～23	2 箇所	0.5	φ600 改築
淀江処理区	污水	マンホールふた (淀江 2 号污水幹線)	1998～2001	22～25	2 箇所	0.5	φ600 改築
淀江処理区	污水	マンホールふた (淀江 4 号污水幹線)	2000～2001	22～23	3 箇所	0.8	φ600 改築

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区 ・排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象 延長 (m)	概算 費用 (百万円)	備考
					工事費	957	I
					設計費	96	II 工事費の10%見込む
小計						1053	I + II (税込み)
合計						1,280	

【処理場・ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ ポンプ場等 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	設置 年度	供用 年数	施設能力	概算 費用 (百万円)	備考
内浜処理場	汚水	躯体(管理棟建築躯体)	1974	50	—	2,569.0	建築・建築 電気
〃	〃	仕上(管理棟)	1973	51	—		
〃	〃	防水(管理棟)	1973	51	—		
〃	〃	建具(管理棟)	1973	51	—		
〃	〃	消火災害防止設備(管理棟)	1973	51	—		
〃	〃	躯体(汚泥処理棟土木躯体)	1973	51	—	1,014.0	土木・建 築・建築電 気
〃	〃	躯体(汚泥処理棟建築躯体)	1975	49	—		
〃	〃	付帯設備(汚泥処理棟内部防食)	1974	50	—		
〃	〃	仕上(汚泥処理棟)	1997	27	—		
〃	〃	防水(汚泥処理棟)	2006	18	—		
〃	〃	建具(汚泥処理棟)	1975	49	—		
〃	〃	消火災害防止設備(汚泥処理棟)	1975	49	—		
〃	〃	付帯設備(分水坑内部防食)	1974	50	—	23.1	土木・電気
〃	〃	監視制御設備(分水坑計装計器盤)	1996	28	—		
〃	〃	監視制御設備(分水坑現場盤)	1973	51	—		
合計						3,606.1	
皆生処理場	汚水	仕上げ(水処理棟)	1979	45	—	297.1	建築・建築 電気
〃	〃	防水(水処理棟)	1979	45	—		
〃	〃	消火災害防止設備(水処理棟)	1979	45	—		
〃	〃	監視制御設備(水処理棟計装盤・現場盤)	1978	46	—	49.5	電気
合計						346.6	
淀江浄化センター	汚水	負荷設備(用水・汚泥処理設備)	1999	25	—	105.6	電気
〃	〃	〃	2000	24	—		
〃	〃	監視制御設備(用水・汚泥処理設備)	1999	25	—		
〃	〃	監視制御設備(自家発室現場盤)	2000	24	—		
合計						105.6	

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ ポンプ場等 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	設置 年度	供用 年数	施設能力	概算 費用 (百万円)	備考
中央ポンプ場	合流	消火災害防止設備	1971	53	—	4.8	建築機械・ 建築電気
〃	〃	消火災害防止設備	1997	27	—		
〃	〃	雨水ポンプ設備(ポンプ本体長寿命化)	1989	35	—	251.6	機械
合計						256.4	
大谷ポンプ場	汚水	自家発電設備(発電機)	1991	33	—	83.4	電気
〃	〃	負荷設備(自家発電設備動力制御盤)	1991	33	—		
〃	〃	監視制御設備(自家発電設備監視盤)	1991	33	—		
合計						83.4	
新加茂ポンプ場	汚水	自家発電設備(発電機)	1991	33	—	175.7	電気
〃	〃	負荷設備(自家発電設備動力制御盤)	1991	33	—		
〃	〃	監視制御設備(自家発電設備現場盤)	1991	33	—		
合計						175.7	
上福原ポンプ場	汚水	建具(ポンプ棟)	1989	35	—	4.7	建築
〃	〃	受変電設備(低圧主幹盤)	1989	35	—	39.8	電気
〃	〃	監視制御設備(現場盤)	1989	35	—		
合計						44.6	
マンホールポンプ場	汚水	負荷設備(久米町MP)	1992	32	—	54.7	電気
〃	〃	負荷設備(彦名MP)	1999	25	—		
合計						54.7	

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考 3) 「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日 国水下事第 67 号 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合
- ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（N₂O）排出量を削減する場合
- ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に規定する「地方公共団体実行計画」に位置付けられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合
- ⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 桶門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考 4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 1,695 百万円／年 (管路施設)	概ね 100 年
約 2,077 百万円／年 (処理場・ポンプ場施設)	概ね 100 年
約 3,772 百万円／年 (全体)	概ね 100 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。